

# 校内昼食弁当販売契約書

沖縄県立具志川高等学校長 \_\_\_\_\_（以下「甲」という）と

\_\_\_\_\_（以下「乙」という）との間に、次のとおり弁当販売についての契約を締結する。

第1条 甲は、乙が沖縄県立具志川高等学校（以下「本校」という）内で生徒及び職員を対象として昼食の弁当販売をなすことを無償で認める。

第2条 乙は、第3者に本校内での弁当販売の許可を転貸もしくは譲渡してはならない。

第3条 契約期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、新規参入を希望する事業者がない場合は、選定会を行わず、甲乙協議のうえ更新できるものとする。

第4条 乙は、甲の指定した場所で販売を行い、その他の場所での販売は一切行わないものとする。ただし甲の許可を得て販売場所を変更する場合はその限りではない。

第5条 販売を許可する時間は、原則として昼食開始10分前から準備し、販売は昼食時間内に限るものとする。ただし甲の都合により日程に変更が生じた場合は、甲から乙に対する事前の通告により販売時間を変更することができるものとする。

(1) 通常授業 13時00分～13時45分

(2) 45分授業 12時40分～13時25分

第6条 販売価格については、常に生徒及び職員の福利厚生の一助となるよう心がけ、甲と協議のうえ定めるものとする。

第7条 販売品目は、パンに限るものとする。

第8条 乙は、机・椅子・日除け等販売業務に必要な備品は販売時間内に限って設置できるものとし、販売時間終了後は直ちに撤去しなければならない。

第9条 乙は、弁当・飲料販売業務にあたっては所轄の保健所の営業許可を受けるとし、甲は必要に応じその「営業許可証」の提出または提示を求めることができるものとする。

第10条 乙は、弁当販売にあたっては次の事項について遵守するものとする。

(1) 常に販売場所及びその周辺場所の清潔に努めなければならない。

- (2) 保健所の指導監督に従い、保健衛生の保持に努めなければならない。
- (3) 特別の施設を設置し、現状を変更するようなことをしてはならない。
- (4) 本校内における生徒指導及び衛生管理に協力し、甲の指示に従うものとする。

第 11 条 乙は、故意又は過失により本校の施設設備を毀損又は亡失したときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

第 12 条 弁当販売に伴い、乙に損失が生じたとしても、甲はその責任を負わないものとする。

第 13 条 乙が本契約に違反した場合、甲は直ちに本契約を解除することができるものとする。

- 2 甲は、学校運営上の必要が生じた場合、契約期間内であっても 1 ヶ月までの甲からの事前通告により本契約を解除することができるものとする。
- 3 本契約が解除された場合、乙は直ちに販売業務に必要な備品等を撤去し、本校内から退去するものとする。
- 4 本契約が解除された場合、乙は甲に対し販売権等の権利を主張したり、立退き料等の一切の金銭の請求をしてはならない。

第 14 条 本契約に定めのない条項又は本契約に疑義等が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙ともに記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

(甲) 所在地 沖縄県うるま市喜仲 3 丁目 28 番 1 号  
沖縄県立具志川高等学校  
氏名 校長 印

(乙) 所在地

事業所名(店名)

氏名

印